町を静かにする市民運動

10月15日から全市に展開

騒音の防止は

先ず警笛の抑制から

“歩行者も守ろう交通規則”

「町を静かにする運動」に協賛して、小田原防協会が、さる10月15日から展開された交通安全運動に合わせて、“歩行者も守ろう交通規則”の小冊子を作成、配布しました。

この小冊子は、交通規則の中で、歩行者に関係の深いものを、わかりやすく解説したもので、交通安全運動の期間中、市内の小学校児童に配布されました。

星崎記念館（図書館の）建設計画成る

明春城址公園内に着工の予定

表全部の二十九日から四月末日まで、本市と県（一月分は二月末日）に提出しなければなりません。

◇運転者　◇運転者以外の横乗　◇運転者以外の横乗（幼児）　◇運転者以外の横乗（幼児）

◇歩行者　◇自転車の乗り方　◇自転車の乗り方（幼児）　◇自転車の乗り方（幼児）

◇その他　◇自転車の乗り方（幼児）　◇自転車の乗り方（幼児）

市営住宅の建設進む

板橋24戸、谷津20戸

来年度は地方選挙執行

基本選挙人名簿の縦覧を

十一月五日～十一月十九日

飯泉国府津線

第二年度工事はじまる

本年度事業費は六〇〇万円

小田原市報
第103号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦賀松
定価一部三円
交通届出即刻所

人口　119,246人
男　58,555人
女　60,691人
世帯　23,963
10月1日現在

小田原防犯協会
火事と大事です
消防署へ
火事の電話は
ひゃくとう
場所目標をはっきりと
119
小田原防犯協会

上水道 第二期 拡張事業 など決まる

一般会計で約四千六百万円を追加更正 ―市議会九月定例会―

市議会の定例会は、さる九月二十日開催され、開会後、直ちに、昭和三十三年度一般会計補正予算ほか議案十件について、提案理由の説明があり、慎重審議の結果、原案どおり可決、承認されました。

昭和三十三年度一般会計補正予算

本市上水道拡張事業（第二期）の実施設計が、このほど完了したので、これに伴う工事費として、次のとおり追加更正しようとするものです。

一、追加更正予算額　四千六百万円

二、財源内訳　国庫補助金　二千三百万円　市債　二千三百万円

三、主な事業内容　▽配水管布設工事　▽配水池築造工事　▽送水管布設工事　▽ポンプ場築造工事

昭和三十三年度一般会計補正予算

本市の一般会計予算に、次のとおり追加更正しようとするものです。

一、追加更正予算額　三千万円

二、財源内訳　国庫支出金　一千万円　市債　二千万円

三、主な事業内容　▽国庫補助道路改良舗装工事　▽国庫補助漁港整備事業費追加　▽国庫補助都市下水路事業費追加　▽国庫補助公園事業費追加　▽国庫補助都市計画事業費追加　▽国庫補助都市計画街路事業費追加

国民健康保険特別会計補正予算

一、追加更正予算額　四百万円

二、財源内訳　繰越金　四百万円

三、主な事業内容　▽保険給付費　四百万円

老人福祉施設整備資金貸付条例

老人福祉施設整備資金貸付条例を次のとおり定めようとするものです。

一、貸付対象施設　社会福祉法人が設置する老人福祉施設

二、貸付金額　一施設につき一千万円以内

三、貸付利率　年五分

四、償還期限　十年以内

五、償還方法　毎年一回以上均等額を償還

六、担保　市内全額の土地建物に第一順位の抵当権を設定

七、その他　貸付金の交付を受けた施設が、老人福祉施設として使用しなくなったときは、貸付金の全額を一時に償還しなければなりません。

市営住宅の設置及び管理に関する条例

市営住宅の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めようとするものです。

一、市営住宅の名称及び位置

▽二宮団地　二宮字上新田

▽下府中団地　下府中字上ノ原

▽下府中第二団地　下府中字上ノ原

二、住宅の種類　耐火構造　鉄筋コンクリート造　三階建　一棟　十二戸

三、住宅の規模　一戸当たり　一階　二階　三階　各一室　台所　便所　浴室

四、家賃　一戸当たり　月額　一、二〇〇円

五、敷金　家賃の三月分

六、入居者の資格　▽現に住宅に困窮している者　▽市内に居住し、又は勤務する者　▽収入が政令で定める金額以下の者

七、入居者の選考　選考委員会の意見を聞いて市長が決定

八、その他　▽入居者は、住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。▽入居者は、住宅を模様替えし、又は増築しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。▽入居者は、住宅を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。▽入居者は、住宅を明け渡すときは、原状に回復しなければなりません。

市営住宅の入居者の選考に関する規則

市営住宅の入居者の選考に関する規則を次のとおり定めようとするものです。

一、入居者の選考　市営住宅の入居者の選考は、抽選によって行います。

二、入居の申込み　入居の申込みをしようとする者は、入居申込書に、次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。▽住民票の写し　▽所得税の納税証明書又は給与所得の源泉徴収票

三、入居者の決定　抽選は、公開の場所で行います。

四、入居の通知　入居者の決定は、抽選の日から十日以内に、文書で通知します。

五、入居の時期　入居者は、通知を受けた日から二十日以内に入居しなければなりません。

六、その他　▽入居者は、住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。▽入居者は、住宅を模様替えし、又は増築しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。▽入居者は、住宅を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。▽入居者は、住宅を明け渡すときは、原状に回復しなければなりません。

市営住宅の家賃に関する条例

市営住宅の家賃に関する条例を次のとおり定めようとするものです。

一、家賃の額　一戸当たり　月額　一、二〇〇円

二、家賃の減免　入居者が、災害その他やむを得ない事由により、家賃を納めることが困難であると認められるときは、その家賃を減免することがあります。

三、家賃の徴収　家賃は、毎月十日までに、その月分を納めなければなりません。

四、その他　▽入居者は、住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。▽入居者は、住宅を模様替えし、又は増築しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。▽入居者は、住宅を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。▽入居者は、住宅を明け渡すときは、原状に回復しなければなりません。

小田原市営住宅条例

小田原市営住宅条例を次のとおり定めようとするものです。

一、市営住宅の名称及び位置

▽二宮団地　二宮字上新田

▽下府中団地　下府中字上ノ原

▽下府中第二団地　下府中字上ノ原

二、住宅の種類　耐火構造　鉄筋コンクリート造　三階建　一棟　十二戸

三、住宅の規模　一戸当たり　一階　二階　三階　各一室　台所　便所　浴室

四、家賃　一戸当たり　月額　一、二〇〇円

五、敷金　家賃の三月分

六、入居者の資格　▽現に住宅に困窮している者　▽市内に居住し、又は勤務する者　▽収入が政令で定める金額以下の者

七、入居者の選考　選考委員会の意見を聞いて市長が決定

八、その他　▽入居者は、住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。▽入居者は、住宅を模様替えし、又は増築しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。▽入居者は、住宅を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。▽入居者は、住宅を明け渡すときは、原状に回復しなければなりません。

小田原市営住宅の家賃に関する条例

小田原市営住宅の家賃に関する条例を次のとおり定めようとするものです。

一、家賃の額　一戸当たり　月額　一、二〇〇円

二、家賃の減免　入居者が、災害その他やむを得ない事由により、家賃を納めることが困難であると認められるときは、その家賃を減免することがあります。

三、家賃の徴収　家賃は、毎月十日までに、その月分を納めなければなりません。

四